



厚生労働省 沖縄労働局

八重山労働基準監督署

Naha Labour Standards Inspection Office

Press Release

八重山労働基準監督署発表

令和5年7月24日

担	八重山労働基準監督署
署長	しぶや ゆうた 洪谷 雄太
○監督・安衛課長	くどう てつや 工藤 徹也
当	電話:0980-82-2344

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～無資格でつり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンを運転した疑い～

八重山労働基準監督署(署長 洪谷 雄太)は、本日、農業生産法人株式会社宇根牧場及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁石垣支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年3月15日、沖縄県石垣市内の同社敷地内において、被疑者Aは、法令で定めるつり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの運転資格が無いにも関わらず、つり上げ荷重2.93トンの移動式クレーンの運転を行った疑い。

### 1 被疑者

(1) 農業生産法人株式会社宇根牧場

所在地: 沖縄県石垣市字川平

事業内容: 畜産業

(2) 取締役A

### 2 違反条文

被疑者農業生産法人株式会社宇根牧場、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第61条第2項(就業制限違反)

労働安全衛生法施行令第20条第7号(移動式クレーンの運転)

同法第120条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 事件の概要

令和5年3月15日、沖縄県石垣市に所在する被疑会社の敷地内において、被疑者A(無資格)が家畜運搬車(クレーン付きトラック車)のクレーンを運転して荷台の扉を支え、被疑者Aと同社労働者Bが当該扉を開く作業を行っていたところ、当該扉が倒れて労働者Bに激突する災害が発生しました。

### 4 被疑内容

本件の家畜運搬車は、移動式クレーン(車両積載型トラッククレーン)に該当する。労働安全衛生法では、つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンを運転する業務については、移動式クレーン運転技能講習を修了した者又は移動式クレーン運転士免許を取得した者を就かせる必要がある旨規定されていますが、被疑者Aは、当該移動式クレーンの運転資格が無いにも関わらず、つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの運転を行った疑いがあるものです。

### 5 その他

移動式クレーンに起因する災害は、死亡又は重篤な災害に結びつきやすいことから、労働災害防止の徹底を図るため、八重山労働基準監督署では、引き続き現場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

○ 労働安全衛生法

(就業制限)

第61条

第1項 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

第2項 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

(罰則)

第120条

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

第1号 (前略)第61条第2項、(中略)に違反した者

(両罰規定)

第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(中略)第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 労働安全衛生法施行令

第20条

(前略)

第7号 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務